

群馬大学広報本部一般広報・基金部門内規

平成 29 年 6 月 1 日 制定
改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学広報本部規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学広報本部一般広報・基金部門（以下、「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学広報（学生受入部門に係るものを除く）の企画・立案に関すること。
- (2) 大学基金広報の企画・立案に関すること。
- (3) 教職員の愛校心の啓発に関すること。
- (4) 各種情報媒体を活用した情報発信の企画・立案に関すること。
- (5) その他広報全般及び大学基金全般に関すること。

(組 織)

第 3 条 部門は、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 一般広報・基金部門連絡員
- (4) その他必要な職員

(部門長)

第 4 条 部門長は、広報本部長（以下、「本部長」という。）が指名する教員をもって充てる。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第 5 条 第 3 条第 2 号の規定に基づき置く副部門長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

2 副部門長は、部門長を補佐するとともに、部門長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した副部門長がその職務を代行する。

(一般広報・基金部門連絡員)

第 6 条 一般広報・基金部門連絡員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部等の広報を担当する教員及び事務職員 各 1 人
- (2) 地域連携推進室の事務職員 1 人
- (3) 研究推進部総合情報メディアセンター課事務職員 1 人
- (4) 企画戦略室の事務職員 1 人
- (5) 総務部の事務職員 1 人
- (6) 財務部の事務職員 1 人
- (7) その他本部長が必要と認める教職員 若干人

2 一般広報・基金部門連絡員は、部門に関する業務及び各部門間の連絡調整を行う。
(部門会議)

第7条 部門の円滑な運営を図るため、群馬大学広報本部一般広報・基金部門会議（以下「部門会議」という。）を置く。

2 部門会議は、第2条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 部門会議は、第3条各号に掲げる職員をもって組織する。

4 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 部門の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、群馬大学広報本部会議の議を経て、本部長が行う。

附 則

1 この内規は、平成29年6月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される部門長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 この内規施行後、最初に委嘱される副部門長の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 群馬大学広報本部情報・メディア部門内規（平成29年6月1日制定）は、廃止する。